京都市中央卸売市場事業経営戦略

団体名	:	京都市
事業名	:	中央卸売市場第一市場
策定日	:	令和 4 年 3 月
計画期間	:	令和 4 年度 ～ 令和 13 年度

※複数の市場を有する事業にあっては、市場ごとの状況が分かるよう記載すること。

1. 事業概要

（1）事業形態

法適（全部適用・一部適用） 非適の区分	非適	事業開始年月日	昭和2年12月11日
職員数	正規職員：37人 会計年度任用職員：16人	市場種別区分	中央卸売市場
前回の移転 又は再整備年度	昭和51年度～昭和63年度	次回再整備予定年度	平成27年度～
広域化実施状況	※過去に他市場との統合等による広域化を実施した場合は、その概要及び実施年度を記載すること。 該当なし		
民間活用の状況	ア 民間委託	警備，清掃，設備保守等の管理運営業務の一部を民間委託	
	イ 指定管理者制度	該当なし	
	ウ PPP・PFI	該当なし	

（2）使用料形態

※取扱い種別、施設ごとの状況が分かるよう記載すること。

売上高割使用料の 概要・考え方	・卸売業者：卸売決定価格の合計額の1,000分の2.5に相当する額に100分の110を乗じて得た額 ・仲卸業者：条例第50条第2項の許可を受け，買い入れて販売した物品の売上金額の1,000分の2.5に相当する額に100分の110を乗じて得た額 ・加工食料品卸販売業者：売上金額の1,000分の2.5～1に相当する額に100分の110を乗じて得た額
施設使用料の 概要・考え方	使用料については，施設整備に要した費用や施設の耐用年数等を総合的に考慮し，設定している。
使用料改定年月日 （消費税のみの改定は含まない）	令和3年9月21日

（3）現在の経営状況

※端数を四捨五入しているため，合計が一致しない場合がある

	年度	野菜	果実	水産物	肉類・鳥類・卵類	その他	合計
年間取扱高（t）※過去3年度分を記載	H30	212,068	38,983	32,314	1,238	1,134	285,737
	R1	213,367	37,592	31,062	1,462	1,097	284,580
	R2	207,734	37,305	28,106	1,226	986	275,357
年間税込売上高（百万円）※過去3年度分を記載	年度	野菜	果実	水産物	肉類・鳥類・卵類	その他	合計
	H30	50,529	16,492	37,273	388	1,123	105,805
	R1	47,639	16,119	35,194	422	1,086	100,460
	R2	49,356	16,511	29,713	345	953	96,878

経常収支比率（又は収益的収支比率）※過去3年度分を記載	H30 110 %	R1 119 %	R2 93 %
経費回収率 ※過去3年度分を記載	H30 88 %	R1 83 %	R2 79 %
他会計補助金比率 ※過去3年度分を記載	H30 18 %	R1 27 %	R2 27 %
企業債残高対料金収入比率 ※過去3年度分を記載	H30 409 %	R1 473 %	R2 656 %

【上記の収益、資産等の状況等を踏まえた現在の経営状況の分析】
平成27年度からの施設整備に係る新たな借入金に加え，既定市債の償還も続くことから，総務副大臣通知に基づく一般会計からの繰入金や，国や府からの補助金を確実に確保できるよう，交付金の財源確保及び財政支援の充実等に関する協議を積極的に行い，安定的な市場運営を行う必要がある。

2．将来の事業環境

（1）取扱高（t）の見通し

※取扱高（t）の見通しについて、図表などを適宜用いながら、予測の方法（考え方）等も含め、分かりやすく記載すること。必要に応じて過去の推移についても記載すること。
市場外流通の拡大による卸売市場経由率の低下，国内消費仕向量の減少や家庭・飲食店における加工食料品の需要拡大など，卸売市場を取り巻く環境は厳しいが，施設整備を契機とした更なる衛生管理の向上や物流の効率化による競争力の強化等に取り組み，取扱高の増加を図る。

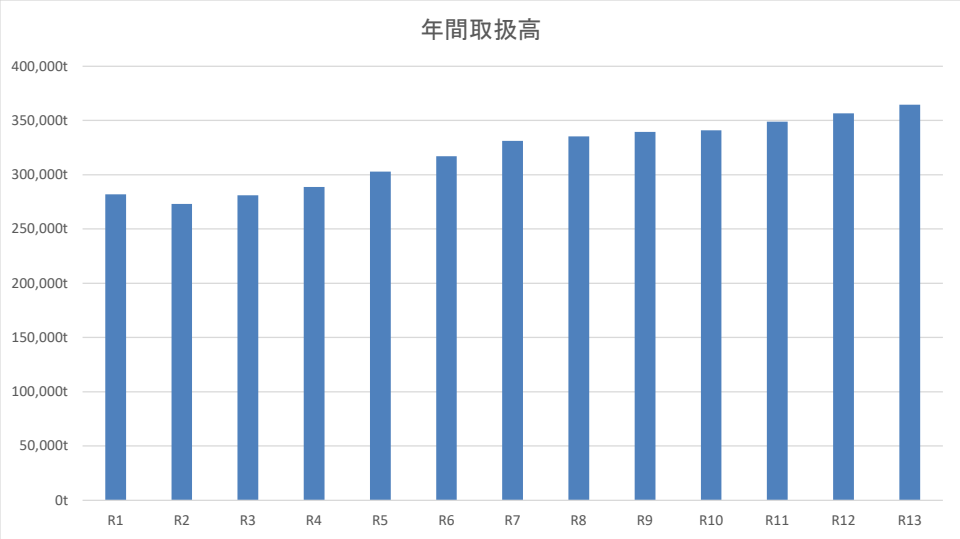

（2）使用料収入の見通し

※使用料収入の見通しについて、図表などを適宜用いながら、予測の方法（考え方）等も含め、分かりやすく記載すること。必要に応じて過去の推移についても記載すること。

現在実施している施設整備事業により，場内事業者の経営環境が飛躍的に改善されるとともに，品質管理向上や物流機能効率化の実現によって市場競争力が強化され，ひいては取扱高の増加にもつながることから，今後とも，応分の使用料負担を求めていく。

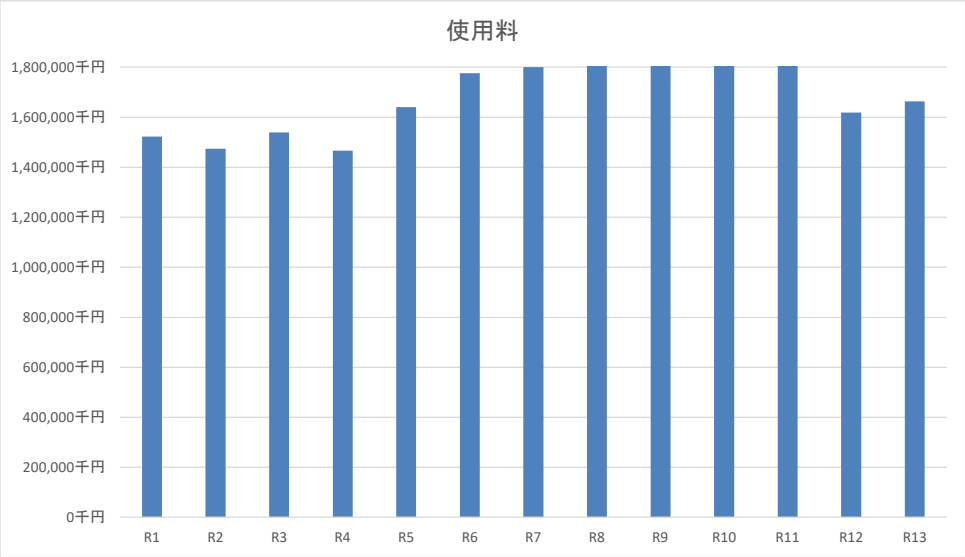

（3）施設の見通し

※施設、設備等の老朽化度合、今後の更新見通しについて、図表などを適宜用いながら分かりやすく記載すること

平成26年3月に「京都市中央卸売市場第一市場施設整備基本構想」を，平成27年3月に「京都市中央市場施設整備基本計画」を策定し，それらに基づき平成27年度から施設整備に着手しており，令和10年度の全面オープンを目指している。

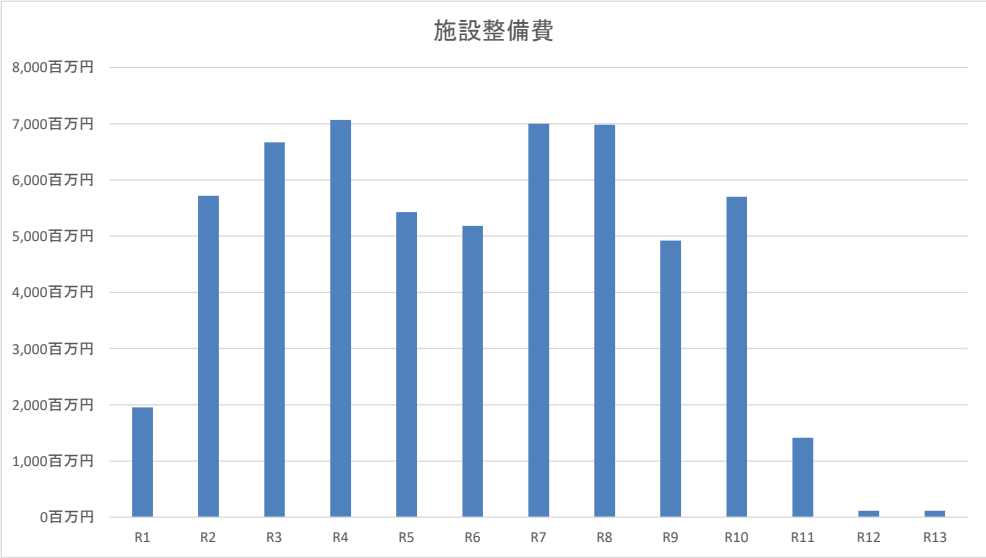

（4）組織の見通し

※定員の管理計画等を踏まえた将来の職員数の見通し等について、図表などを適宜用いながら、分かりやすく記載すること。

施設整備に伴い平成27年度から増員となっているが，整備完了後は職員数を改めて検証する。

３．経営の基本方針

※将来の事業環境等を踏まえ、事業を継続する上での経営理念、基本方針等について記載すること。
4つの基本戦略とこれに基づく取組を実施することで，食への信頼と京の食文化を支える“先進的食品流通拠点”を目指す。

1　安全・安心な生鮮食料品等の安定供給に向けた取組の推進
　安全安心な生鮮食料品等を安定的に供給するため，施設整備によるハード面に加え，衛生・品質管理体制を確立するとともに，円滑な物流機能を確保するなど，ソフト面からも取組を進める。
2　競争力のある市場を目指した取組の推進
　集荷力や販売力の強化につながる取組のほか，環境保全や環境配慮等の多角的な取組を通じて，市場全体の魅力や競争力を高め，市場間競争を勝ち抜き，産地や買出人に選んでいただける市場づくりを進める。
3　文化と健康を守る食生活・食習慣の普及促進
　あじわい館やすし市場を中心として，食文化の普及啓発，食育の取組，青果物・水産物の機能性の情報提供等による健康長寿社会の実現に向けた取組を推進するとともに，周辺地域や地元商店街とも連携して京都駅西部エリアの賑わい創出にも取り組んでいく。
4　災害発生時における拠点機能の強化
　京都市の生鮮食料品等の流通を担う基幹的インフラとして，災害発生時にも生鮮食料品等の安定供給を確保するため，ソフト面・ハード面の両面から取組を進める。また，京都市の中心部に大規模な敷地を有する公的施設として，災害発生時における地域防災への貢献についても検討を進める。

４．投資・財政計画（収支計画）

（1）投資・財政計画（収支計画）：　別　紙　の　と　お　り

（2）投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

①　収支計画のうち投資についての説明

目　　標	京都市中央市場においては，基本構想に掲げた施設整備の方向性を前提とし，「施設の高機能化」「効率化」「最適化」を図り，持続的で競争力を有する卸売市場の再構築を進めていく。

整備費用の内訳は，設計費用が約10億円，解体費用が約40億円，建設費用が約510億円，調査費用等が約40億円で，合計600億円を予定している。

②　収支計画のうち財源についての説明

整備費用の財源は，国補助金で約140億円，市債で約330億円，使用料等で約130億円を予定している。

③　収支計画のうち投資以外の経費についての説明

委託料や維持管理費に関しては，常に最も効率的なものとし，内容の精査・見直し等による削減の可能性について，不断の検証を行う。

（3） 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

※投資・財政計画（収支計画）に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。
　また、（1）において、純損益（法適用）又は実質収支（法非適用）が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

民間活用	施設整備を予定している他市場における検討状況等も注視しつつ，引き続き検討を進める。
投資の平準化	長期間の施設整備事業が続くため，過剰・過大な施設の整備を回避するなど，常にコスト意識を強く持ち，業界調整や設計業務に取り組む。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料	使用料については，引き続き，施設整備に要した費用や施設の耐用年数等を総合的に考慮し，適切な料金を設定していく。
企業債	整備基本計画に基づき，適切に借り入れる。
繰入金	一般会計繰出金に関連した国の基準の範囲内で活用する。
資産の有効活用等による収入増加の取組	平成30年9月に水産事務所棟跡地に係る貸付契約を締結し，契約後60年間にわたり年間約3千万円の貸付料を，また，令和元年8月に南関連棟跡地に係る事業用地の売買契約を締結し，4億3千万円の売却益を確保した。 引き続き，施設整備計画に基づき，不動産市況等を考慮しながら，生み出された有効活用地の適切な運用方法を検討していく。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

委託料	常に最も効率的なものとし，内容の精査・見直し等による削減の可能性について，不断の検証を行う。
管理運営費	常に最も効率的なものとし，内容の精査・見直し等による削減の可能性について，不断の検証を行う。
職員給与費	施設整備に伴い平成27年度から増員となっているが，整備完了後は職員数を改めて検証する。

5. 公営企業として実施する必要性など

事業の意義、提供するサービス自体の必要性	卸売市場は，新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言下においても国から業務の継続を求められるなど，食糧の安全保障，レジリエンスの観点からも欠かせない公共インフラであり，その役割を将来にわたってしっかりと果たしていく必要がある。

公営企業として実施する必要性	平成30年6月の法改正では民間事業者も開設者となることが可能となったが，その一方で，受託拒否や差別的扱いを引き続き禁止することにより，市場を公正で透明性の高い，開かれた取引の場とするよう求めている。また，今後とも食品流通の核として安定的に生鮮食料品等を供給するよう期待されている。 こうした中，大きく以下の理由により，今後も本市が開設者として責任をもって市場を運営していく必要がある。 ① 公正で透明性の高い開かれた取引を確保するため，公平，中立な公共機関として，卸・仲卸業者に対し，常に適格な指導監督を実施できる。 ② 議会のチェックをいただきながら，公的な資金を活用し，安定的かつ無駄のない市場運営を実現できる。 ③ 公的な監視体制の下，衛生に関する専門知識と技術を持った職員による厳密な検査を行うことで，安全・安心な市民の食生活を守ることにつながる。 ④ 公共機関が関与し，公正，公平，中立，安定的な市場運営を行うことは，生産者や場内事業者の安定経営に寄与し，その生活を守ることにつながる。 ⑤ 平成29年6月に改正された文化芸術基本法において，国や自治体に「食文化」の積極的な振興を図るよう初めて明記されたことを踏まえ，「京の食文化と食育の拠点」として，市場が果たすべき公共的な役割がこれまで以上に増している。 ⑥ 非常時において，京都市災害対策本部の直轄組織となることで，避難所等への食糧供給拠点としての役割を円滑かつ迅速に果たすことができる。

6. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	※進捗管理（モニタリング）や見直し（ローリング）等の経営戦略の事後検証、改定等に関する考え方について記載すること。 経営戦略の進捗管理や事後検証を必要に応じて行い，適宜，見直しを行う。

（法非適用企業）

収支計画（※）

（単位：千円，％）

区分		年度	前々年度（決算）	前年度（決算）	本年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
収益的収支	収益的収入	1 総収益 (A)	2,687,013	2,162,708	2,263,440	2,264,506	2,339,383	2,475,125	2,498,865	2,513,168	2,516,116	2,516,116	2,516,116	2,286,538	2,331,797
		(1) 営業収益 (B)	1,889,348	1,841,276	1,977,419	1,957,915	2,097,353	2,233,095	2,256,835	2,271,138	2,274,086	2,274,086	2,274,086	2,074,508	2,119,767
		ア 料金収入	1,522,169	1,474,179	1,539,307	1,465,881	1,641,134	1,776,876	1,800,616	1,814,919	1,817,867	1,817,867	1,817,867	1,618,289	1,663,548
		イ 受託工事収益 (C)													
		ウ その他	367,179	367,097	438,112	492,034	456,219	456,219	456,219	456,219	456,219	456,219	456,219	456,219	456,219
		(2) 営業外収益	797,665	321,432	286,021	306,591	242,030	242,030	242,030	242,030	242,030	242,030	242,030	212,030	212,030
		ア 他会計繰入金	238,169	285,817	252,159	268,729	212,000	212,000	212,000	212,000	212,000	212,000	212,000	182,000	182,000
		イ その他	559,496	35,615	33,862	37,862	30,030	30,030	30,030	30,030	30,030	30,030	30,030	30,030	30,030
	収益的支出	2 総費用 (D)	1,786,199	1,674,326	2,401,311	2,547,580	1,681,737	1,678,397	1,693,298	1,691,770	1,683,124	1,671,231	1,654,571	2,030,095	2,017,216
		(1) 営業費用	1,769,316	1,625,957	2,356,714	2,504,070	1,605,672	1,605,672	1,615,672	1,615,672	1,615,672	1,605,487	1,605,487	1,492,356	1,492,356
		ア 職員給与費	335,247	379,727	401,957	272,061	272,061	272,061	272,061	272,061	272,061	272,061	272,061	232,061	232,061
		うち退職手当													
		イ その他	1,434,069	1,246,230	1,954,757	2,232,009	1,333,611	1,333,611	1,343,611	1,343,611	1,343,611	1,333,426	1,333,426	1,260,295	1,260,295
		(2) 営業外費用	16,883	48,369	44,597	43,510	76,065	72,725	77,626	76,098	67,452	65,744	49,084	537,739	524,860
		ア 支払利息	16,364	21,851	12,438	10,579	49,547	47,609	45,797	44,420	42,814	40,942	38,693	527,512	514,633
		うち一時借入金利息													
		イ その他	519	26,518	32,159	32,931	26,518	25,116	31,829	31,678	24,638	24,802	10,391	10,227	10,227
	3 収支差引 (A)-(D) (E)		900,814	488,382	△ 137,871	△ 283,074	657,646	796,728	805,567	821,398	832,992	844,885	861,545	256,443	314,581
資本的収支	資本的収入	1 資本的収入 (F)	2,086,418	5,529,966	7,784,841	7,883,271	5,681,248	5,432,721	7,008,796	6,963,738	5,009,818	5,728,496	1,501,779	867,008	954,675
		(1) 地方債	1,366,000	3,154,000	4,610,000	4,759,000	3,258,117	2,977,749	4,320,473	4,290,262	2,882,250	2,915,031	32,781		
		うち資本費平準化債													
		(2) 他会計補助金	188,000	243,000	644,587	253,857	301,300	351,919	308,652	335,786	403,754	400,967	419,947	403,264	436,496
		(3) 他会計借入金	175,831	96,183	1,330,254	1,208,414	886,581	867,803	676,311	634,330	488,564	1,177,248	1,049,051	463,744	518,179
		(4) 固定資産売却代金													
		(5) 国（都道府県）補助金	356,587	2,036,783	1,200,000	1,662,000	1,235,250	1,235,250	1,703,360	1,703,360	1,235,250	1,235,250			
		(6) 工事負担金													
		(7) その他													
	資本的支出	2 資本的支出 (G)	2,577,977	6,733,810	7,838,689	8,079,420	6,338,894	6,229,449	7,814,363	7,785,136	5,842,810	6,573,381	2,363,324	1,123,451	1,269,256
		(1) 建設改良費	1,955,204	5,719,959	6,670,025	7,068,169	5,428,084	5,185,350	6,999,162	6,984,042	4,921,492	5,700,876	1,415,725	115,223	115,223
		うち職員給与費													
		(2) 地方債償還金 (H)	479,773	646,851	895,664	738,251	637,810	771,099	542,201	528,094	648,318	599,505	674,599	735,228	881,033
		(3) 他会計長期借入金返還金													
		(4) 他会計への繰出金	143,000	367,000	273,000	273,000	273,000	273,000	273,000	273,000	273,000	273,000	273,000	273,000	273,000
		(5) その他													
	3 収支差引 (F)-(G) (I)		△ 491,559	△ 1,203,844	△ 53,848	△ 196,149	△ 657,646	△ 796,728	△ 805,567	△ 821,398	△ 832,992	△ 844,885	△ 861,545	△ 256,443	△ 314,581

（法非適用企業）

収支計画（※）

（単位：千円，％）

区分 ＼ 年度	前々年度（決算）	前年度（決算）	本年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
収支再差引 (E)+(I) (J)	409,255	△ 715,462	△ 191,719	△ 479,223									
積立金 (K)													
前年度からの繰越金 (L)	977,149	1,386,404	670,942	479,223									
前年度繰上充用金 (M)													
形式収支 (J)−(K)+(L)−(M) (N)	1,386,404	670,942	479,223										
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)	1,386,404	670,942	479,223										
実質収支 (N)−(O) 黒字 (P)													
実質収支 (N)−(O) 赤字 (Q)													
赤字比率（ (Q)/((B)−(C)) ×100 ）													
収益的収支比率（ (A)/((D)+(H)) ×100 ）	119	93	69	69	101	101	112	113	108	111	108	83	80
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額 (R)													
営業収益－受託工事収益 (B)−(C) (S)	1,889,348	1,841,276	1,977,419	1,957,915	2,097,353	2,233,095	2,256,835	2,271,138	2,274,086	2,274,086	2,274,086	2,074,508	2,119,767
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S)×100)													
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)													
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)													
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)													
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((T)/(V)×100)													
他会計借入金残高 (W)	5,755,326	5,484,509	6,541,763	7,477,177	8,090,758	8,685,561	9,088,872	9,450,202	9,665,766	10,570,014	11,346,065	11,536,809	11,781,988
地方債残高 (X)	7,394,860	9,902,009	13,616,345	17,637,094	20,257,401	22,464,051	26,242,323	30,004,491	32,238,423	34,553,949	33,912,131	33,176,903	32,295,870

○他会計繰入金

（単位：千円）

区分 ＼ 年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
収益的収支分	238,169	285,817	252,159	268,729	212,000	212,000	212,000	212,000	212,000	212,000	212,000	182,000	182,000
うち基準内繰入金	238,169	285,817	252,159	268,729	212,000	212,000	212,000	212,000	212,000	212,000	212,000	182,000	182,000
うち基準外繰入金													
資本的収支分	363,831	339,183	1,974,841	1,462,271	1,187,881	1,219,722	984,963	970,116	892,318	1,578,215	1,468,998	867,008	954,675
うち基準内繰入金	248,069	334,351	454,051	374,415	343,679	409,354	293,999	286,257	345,566	320,224	356,646	631,370	697,833
うち基準外繰入金	115,763	4,832	1,520,790	1,087,856	844,203	810,368	690,964	683,859	546,752	1,257,992	1,112,352	235,638	256,842
合計	602,000	625,000	2,227,000	1,731,000	1,399,881	1,431,722	1,196,963	1,182,116	1,104,318	1,790,215	1,680,998	1,049,008	1,136,675

（※）平成30年度地方債同意等基準運用要綱第一の一の4に該当する事業が作成する「収支計画」について、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成26年8月29日付け総財公第107号・総財営第73号・総財準第83号）に定める「経営戦略」を未策定の団体にあっては、本様式により提出すること。